

総論

第 1 章 計画の主旨

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、松前町の地域に係る防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害対策においては、町、県、防災関係機関、民間事業者、住民それぞれが、防災活動に積極的に取り組むとともに、相互に連携、協力する必要があることから、この計画に基づき、被害等を軽減するための備えをより一層充実させ、その実践を促進する運動を展開する。

第 2 節 計画の性格

この計画は、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行う。

また、本町を含む愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震への防護や円滑な避難の確保に関する事項及び同地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、同地震による人的被害を軽減するための地震防災対策の推進を図る。

第 3 節 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編は、次の 5 部構成による。

第 1 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、自然的条件及び社会的条件等の町の概要、過去の災害等の概要等の計画の基本となる事項を示す。

第 2 風水害等災害対策編

- (1) 第 1 編 風水害等災害予防計画
平常時の教育、訓練、施設の安全性確保、住民生活の確保方策等の予防計画を示す。
- (2) 第 2 編 風水害等災害応急対策
風水害等災害が発生した場合の応急対策を示す。
- (3) 第 3 編 風水害等災害復旧・復興対策
風水害等災害発生後の復旧、復興対策を示す。

第 3 地震災害対策編

- (1) 第 1 編 地震災害予防計画
平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、住民生活の確保方策等の地震災害予防計画を示す。
- (2) 第 2 編 地震災害応急対策
地震災害が発生した場合の応急対策を示す。
- (3) 第 3 編 地震災害復旧・復興対策
地震災害発生後の復旧、復興対策を示す。

- (4) 第4編 南海トラフ地震防災対策
南海トラフ地震にかかる防災対策の推進方針を示す。

第4 津波災害対策編

- (1) 第1編 津波災害予防計画
平常時の教育、訓練、施設の耐浪性確保、住民生活の確保方策等の津波災害予防計画を示す。
- (2) 第2編 津波災害応急対策
津波災害が発生した場合の応急対策を示す。
- (3) 第3編 津波災害復旧・復興対策
津波災害発生後の復旧、復興対策を示す。

第5 原子力災害対策編

原子力災害に対する、事前対策、緊急事態時の応急対策、中長期対策等、町が実施する対策を示す。

第4節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1 災害とは、次により生ずる被害をいう。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象
- (2) 大規模な火事若しくは爆発
- (3) 放射性物質の大量の放出
- (4) 多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、大量流出油事故等
- (5) その他大規模な事故

第2 松前町対策本部

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき設置される松前町災害対策本部をいう。

第3 松前町水防本部

水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づく松前町水防本部をいう。

第4 水防計画

水防法第32条第1項の規定に基づき定められた松前町水防計画をいう。

第5 消防計画

消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第2項第15号に基づき定められた松前町消防計画をいう。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
松前町	(1) 町地域防災計画の作成 (2) 南海トラフ地震対策の推進 (3) 防災に関する組織の整備 (4) 防災思想・知識の普及 (5) 自主防災組織の育成その他住民の災害対策の促進 (6) 防災訓練の実施 (7) 防災のための施設等の整備 (8) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査 (9) 被災者の救出、救護等の措置 (10) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進 (11) 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示に関する事項及び避難所の開設 (12) 消防、水防その他の応急措置 (13) 被災児童生徒の応急教育の実施 (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施 (15) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施 (16) 災害時における町有施設及び設備の点検・整備 (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保 (18) 緊急輸送手段の確保 (19) 災害復旧の実施 (20) その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第2 消防

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
伊予消防等事務組合 松前消防署	(1) 防災に関する普及活動に関すること。 (2) 消防、水防及びその他応急措置に関すること。 (3) 救急、救護及びその他応急措置に関すること。

第3 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
愛媛県	(1) 県地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災思想・知識の普及 (4) 県計画地震災害対策編の策定。南海トラフ地震の減災目標設定 (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進 (6) 防災訓練の実施 (7) 防災のための装備・施設等の整備 (8) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査

総 論

	<ul style="list-style-type: none"> (9) 被災者の救出、救護等の措置 (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進 (11) 避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に関する事項 (12) 水防その他の応急措置 (13) 被災児童生徒の応急教育の実施 (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施 (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施 (16) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備 (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保 (18) 緊急輸送の確保 (19) 災害復旧の実施 (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整 (21) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
--	--

第4 愛媛県警察本部（伊予警察署）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
愛媛県警察本部 (伊予警察署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察行政の調整に関する事。 (2) 災害警備活動に関する事。 (3) 管内防災関係機関との連携に関する事。 (4) 各警察署及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事。 (5) 警察通信の確保及び統制に関する事。 (6) 警報の伝達に関する事。

第5 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に備えた電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)整備のための調整並びに電波の統制監理に関する事。 (2) 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理に関する事。 (3) 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関する事。 (4) 災害時における通信機器の供給の確保に関する事。 (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関する事。
四国財務局 (松山財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関する事。
愛媛労働局 (松山労働基準監督署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業場に対する災害対策の周知指導に関する事。 (2) 事業場等の被災状況の把握に関する事。
中国四国農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関する事。 (2) 自ら管理又は運営する施設・設備に関する事。 (3) 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための指導に関する事。 (4) 農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関する事。

総 論

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。 (6) 災害時の食料の供給に関すること。 (7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。
四国経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (2) 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること。 (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関すること。
中国四国産業保安監督部(四国支部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。 (2) 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること。
四国地方整備局 (松山河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (2) 応急・復旧 <ul style="list-style-type: none"> ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (3) 所掌に係る災害復旧事業に関すること。 (4) 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。 (5) 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。 (6) 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 陸上輸送に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること。 イ 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること。 (2) 海上輸送に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること。 イ 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関すること。
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象警報・注意報の通知及び気象情報の伝達に関すること。 (2) 気象及び気象災害に関する啓蒙活動及び防災訓練に対する協力に関すること。 (3) 異常な自然現象(異常水位、潮位、土地の隆起等)に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講じること。
第六管区 海上保安本部 (松山海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災訓練に関すること。 (2) 防災思想の普及及び高揚に関すること。 (3) 調査研究に関すること。 (4) 警報等の伝達に関すること。 (5) 情報の収集に関すること。

総 論

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 海難救助等に関する事。 (7) 緊急輸送に関する事。 (8) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。 (9) 流出油等の防除に関する事。 (10) 海上交通安全の確保に関する事。 (11) 警戒区域の設定に関する事。 (12) 治安の維持に関する事。 (13) 危険物の保安措置に関する事。 (14) 広報に関する事。 (15) 海洋環境の汚染防止に関する事。
--	---

第 6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自 衛 隊 <small>(陸上自衛隊第 14 特科隊、 海上自衛隊呉地方総監部、航 空自衛隊西部航空 方面隊)</small>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害状況の把握に関する事。 (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事。 (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事。 (4) 応急医療、救護及び防疫に関する事。 (5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関する事。 (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関する事。 (7) 危険物の保安及び除去に関する事。

第 7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (松前郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 郵便業務の運営の確保に関する事。 (2) 郵便局の窓口業務の維持に関する事。
日本銀行 (松山支店)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通貨の円滑な供給の確保及び損傷通貨の引換えに関する事。 (2) 被災地における現金供給のための緊急輸送・通信手段の活用に関する事。 (3) 金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施のためのあつせん・指導に関する事。 (4) 被害状況の実態把握と復旧融資円滑化のための金融機関の指導に関する事。 (5) 各種金融措置の広報に関する事。
日本赤十字社 (愛媛県支部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事。 (2) 被災者に対する救援物資の配付に関する事。 (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事。 (4) 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関する事。
日本放送協会 (松山放送局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民に対する防災知識の普及に関する事。 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。 (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。 (4) 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関する事。
西日本高速道路株式会社 (四国支社)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する事。
四国旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道施設等の保全に関する事。 (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。 (3) 災害時における旅客の安全確保に関する事。

総 論

社（松山営業所）	(4) 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。
西日本電信電話株式会社(愛媛支店)、株式会社NTTドコモ(四国支社)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。 (4) 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。 (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。
KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	(1) 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。
日本通運株式会社(松山支店)、福山通運株式会社(四国福山通運株式会社 松山支店、松山引越センター)、佐川急便株式会社(松山店)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)	(1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
四国電力株式会社(松山支店)	(1) 電力施設等の保全に関すること。 (2) 電力供給の確保に関すること。 (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。 (4) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施。

第8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
伊予鉄道株式会社	(1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。 (2) 災害時における旅客の安全確保に関すること。 (3) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報に関すること。
一般社団法人愛媛県医師会(伊予医師会)、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会	(1) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
一般社団法人愛媛県歯科医師会(伊予歯科医師会)	(1) 検案時の協力に関すること。 (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛C	(1) 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること。 (2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。 (3) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。 (5) 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のため

総 論

A T V、株式会社愛媛新聞社	めの設備の整備に関すること。
一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会	(1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。 (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
社会福祉法人県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。 (2) 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

第9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) 土地改良施設の整備及び保全に関すること。
松山市農業協同組合、松前町漁業協同組合	(1) 共同利用施設等の保全に関すること。 (2) 被災組合員の救護に関すること。 (3) 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
松前町商工会	(1) 被災商工業者の援護に関すること。 (2) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関	(1) 危険物施設等の保全に関すること。 (2) プロパンガス等の供給の確保に関すること。
松前町社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。 (2) 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。
社会福祉施設管理者	(1) 施設利用者等の安全確保に関すること。 (2) 福祉施設職員等の応援体制に関すること。
病院等経営者	(1) 災害時における負傷者等の医療・助産等に関すること。 (2) 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 (3) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
その他関係機関	(1) それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関すること。

第10 住民・事業者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
住民	(1) 自助の実践に関すること。 (2) 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること。 (3) 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること。
自主防災組織	(1) 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること。 (2) 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること。 (3) 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること。 (4) 町又は県が実施する防災対策への協力に関すること。
事業者	(1) 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること。 (2) 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関

総 論

	<p>すること。</p> <p>(3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること。</p> <p>(4) 災害応急対策の実施に関すること。</p> <p>(5) 町又は県が実施する防災対策への協力に関すること。</p>
--	---

第3章 松前町の地勢等及び災害記録

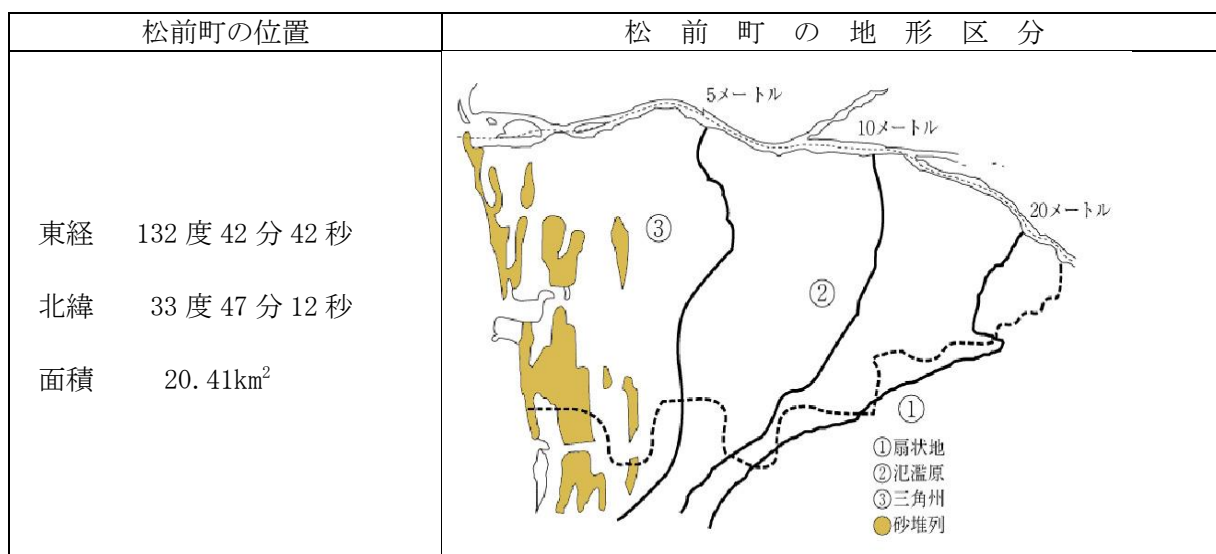
第1 自然的条件

(1) 地勢

道後平野の南部を占め、北は松山市、南は伊予市に隣接、西はおだやかな瀬戸内海に面している。

土地は全域平坦で、松山市との境には石鎚山系に端を発した一級河川重信川が流れている。

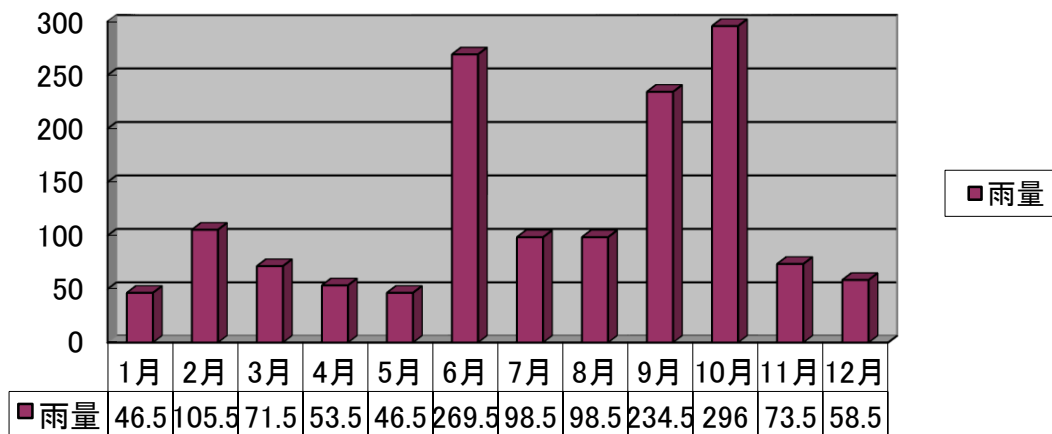
道後平野は北方の高縄山地と南方の石鎚山系間の三角状の地を、主に重信川が埋積涵養した扇状地～三角州性の沖積平野である。平野の西部は重信川を挟んで南北に広闊な低地帯を展開しているが、松前町はその南部を占め、その南縁は伊予市の山麓線におよんでいる。この松前町の地形は、沖積低地帯であって地形的に大きな変化はみられないが、その勾配や河道形態などの特長からみて下図のような三地形区に区分できる。



(2) 気候

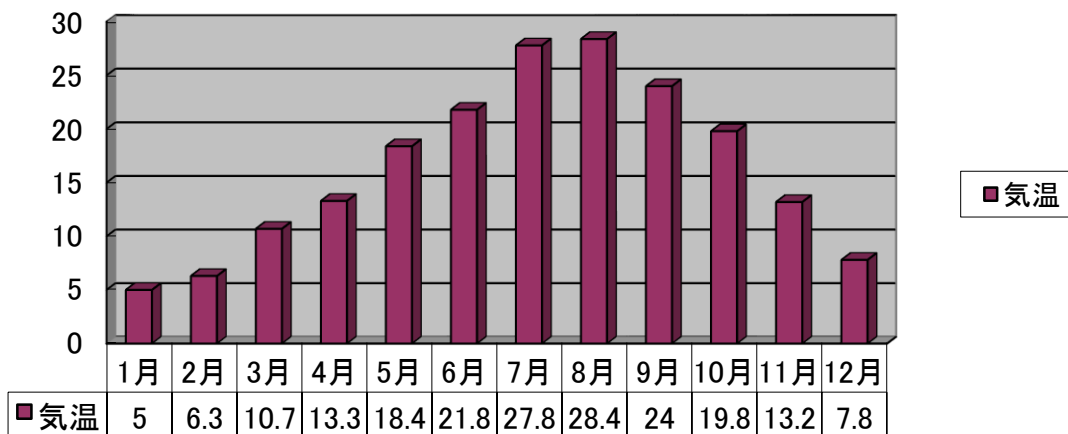
本町は、瀬戸内性気候に属し、その特徴は、冬季の大陸高気圧から吹き付ける北西風と夏季の太平洋高気圧から流れ込む東南風に対して、周防山地や石鎚山地の風下側にあたるため、降水量が少なく（年降水量 1,200～1,600ミリ）、晴天・乾燥が現れやすく、比較的温暖（年平均気温 15～16℃）で、半海洋、半内陸性の気候である。また、春から梅雨期にかけての濃霧の発生は少なく、冬季における積雪も見られない。

平成25年月別平均雨量（単位:mm）



総論

平成 25 年月別平均気温 (単位:℃)



第2 社会的条件

(1) 人口

松山市のベッドタウンとして、人口の増加が続いていたが、平成17年から平成22年にかけて減少し、平成22年10月（国勢調査）の人口は、30,359人である。

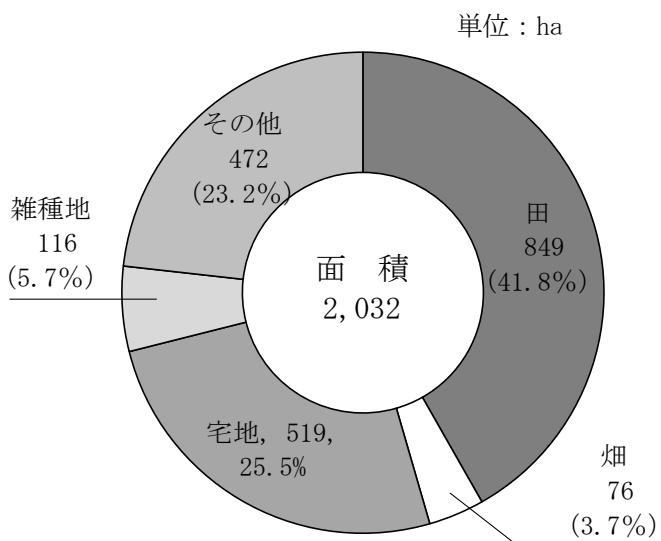
また、1世帯当たりの人数が2.68人と核家族化が進行するとともに、人口に占める高齢者の比率が高まっている（25.1%）。こうした高齢者の増加は、災害時に行動が不自由な要配慮者（避難時に支援が必要な「避難行動要支援者」を含む。）が増えていることを示している。

(2) 土地利用

旧来からの漁村が市街地となった西部海岸寄り地区を中心に市街化区域が設定され、ここに市街地を形成し、それ以外の地区は市街化調整区域として農村的活用を図ることとして土地利用を進めてきた。

近年は、新市街地の形成と大型商業施設の立地などにより、まちづくりのあり方や地域構造自体が大きく変化してきている。

●地目別土地面積（平成 24 年）



●用途地域別面積等

都市計画区域 (松前町全域)	2,032ha	
市街化調整区域	1,635.9	
市街化区域	396.1	
用途地域	第一種低層住居専用地域	57.2
	第一種中高層住居専用地域	18.1
	第一種住居地域	110.4
	第二種住居地域	8.9
	準住居地域	6.6
	商業地域	12.7
	工業地域 (臨港地区含)	121.7
	工業専用地域	37.5
臨港地区	8.6	

(3) 危険物保有・取扱施設等の状況

本町の工業は、立地の優位性、豊富な地下水及び労働力を利用した繊維工業や、地場産業としての海産物加工業を中心に発展してきたが、昭和46年12月に都市計画区域の決定を行い、塩屋地区内に用途地域として工業専用地域を設け、企業誘致を図ってきた。

そのため、海岸沿いに石油基地が存在するほか、住宅と混在している地域もみられる。

(4) 交通

本町は、北は重信川を隔て松山市と、南は伊予市とそれぞれ東西に細長く隣接していることから、南北に縦断する幹線が多く、東西に横断する幹線としては県道八倉松前線及び町道筒井徳丸線となっている。南北に縦断する幹線としては、松前町中央部の国道56号をはじめ、西部市街地を通過する伊予松山港線、松山松前伊予線、町中央部の砥部伊予松山線及び東部を通過する松山伊予線の4県道が走って骨格を形成しているが、防災の観点（遮断帯、緊急輸送路としての機能）を取り入れた全町的な道路網計画を推進する必要がある。

一方、本町を通る鉄道としては、JR予讃線、伊予鉄道郡中線が伊予鉄路線バスとともに、松山圏域内の通勤者、通学者の重要な交通手段となっている。また、町内を巡回するコミュニティバスは、高齢者などにとって身近な交通手段として活用されている。

海上交通の要となっている松前港は、県管理港湾で施設等の整備も年々進んでいるが、港湾内も浅く、耐震性の向上も合わせた整備が必要である。

第3 災害の記録

資料5-1に掲げるとおりである。

第4章 地震発生条件

第1 活断層

県では活断層調査を実施し、平成8年度から11年度までのトレンチ調査結果、大学等研究機関によるトレンチ調査結果、歴史資料などから、県内の中央構造線活断層系の活動履歴を総合的に評価し、各活断層の分布と長さ、活断層によって想定されるマグニチュード、活断層の最新活動時期と活動間隔、最新活動時期以降現在までの経過時間から想定した地震危険度(経過時間率)をとりまとめている。

中央構造線活断層系のように四国だけでも延長190kmに達する長大な活断層は、いくつかに分けて地震を発生させる可能性が高いと考えられている。しかし、一度に活動する区間(セグメント)の設定は、現在活断層研究の第一級の研究課題となっている。県では、右横ずれ断層に伴う隆起方向や活断層の枝別れの形態と最新活動時期などからセグメント区分を行い、西から伊予断層、川上断層、小松断層、岡村断層、石鎚-池田断層の各セグメントに区分している。

伊予断層、川上(重信・北方)断層、小松断層は個別にM7クラスの地震を発生させる可能性が高いと考えられるが、これらの活断層が連動して活動する可能性も否定できない。特に桜樹屈曲部を挟んだ川上断層と小松断層の連動については、肯定的見解、否定的見解の両論があるので、これを考慮して2つの活断層が連動する場合の地震規模も示している。岡村断層は、単独のセグメントとして活動する可能性が高く、地震規模はM7.5クラスと考えられる。石鎚・畑野・寒川・池田・三野断層では、個別のセグメントに区分しがたいため、1つのセグメントとして評価し、総延長82kmで地震規模はM8クラスと評価している。

これらの解析結果に基づく、県内の各断層の最新活動時期は、9世紀から16世紀で中世以降に活動した可能性が高く、活動間隔は1,000~2,000年と考えられる。活断層の活動間隔(R)と最終の活動以降現在までの経過時間(T)から、推定した地震危険度(経過時間率 T/R)は、いずれの活断層も0.5前後と推定される。

阪神・淡路大震災の原因にもなった活断層と地震の関係については、まだ十分にわかっていないが、「活断層は将来活動を繰り返す可能性のある断層である」ということは確かな事実である。しかし、むやみに活断層をおそれるのではなく、行政や企業はもちろんのこと、地域住民が、活断層を含めた地震という自然現象に対する正しい知識を持ち、その危険性を十分に理解したうえで、適切な対応を行っていくことが必要となる。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	伊予断層	川上断層	小松断層	岡村断層	石鎚-池田断層
構成断層	上灘沖・米湊・伊予	重信・北方・川上	川上東部・小松	岡村	石鎚・畑野・寒川・池田・三野
長さ(km)	23	21	22	30	82
		43			
マグニチュード	7クラス	7クラス 7.5クラス	7クラス	7.5クラス	8クラス
単位変位量(m)	2	—	—	5~6	6~9(推定)
		—			
最新活動時期(T)	13世紀以降	10世紀以降	12世紀以降	9~13世紀以降	16世紀以降
		10~12世紀以降			
再来間隔(R)	約2,000年	3,500 ~ 4,000年	1,400 ~ 1,600年	約2,000年	約1,000年
		約1,500年			
経過時間率(T/R)	<0.4	<0.3	0.5~0.6	0.5	0.4~0.5
		0.5~0.7			
断層面	高角度北傾斜(ほぼ鉛直)				

第2 南海トラフ

四国から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

(1) 南海トラフに発生する地震

南海トラフに発生する地震は、主に、四国や紀伊半島が乗っている陸のプレートの下へ太平洋側からフィリピン海プレートが沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面(以下「プレート境界面」という。)が破壊する(ずれる)ことによって発生する。また、時によってはプレート境界面から枝分かれした陸のプレート内の高角の断層(以下「分岐断層」という。)も含めて破壊し、海底での上下地殻変動を大きくすることや局地的に強い揺れを生じさせる可能性もある。

(2) 過去の地震について

過去の南海地震については、1498年以降現在までの約500年間に5回発生した可能性がある。史料に記述されている地震では、1605年以降4回の地震があり、その発生間隔は92.0年から147.2年までの範囲にあり、平均発生(活動)期間は114.0年となる。最新の発生が1946年12月21日であることから、最新発生からの経過時間は2014年1月1日現在で67.0年となり、平均発生期間の約半分が経過したこととなる。

なお、684年以降現在までの間に、南海地震は東南海地震との同時発生も含めると、少なくとも9回M7.9~8.6の地震が発生した可能性がある。

第3 地震被害想定

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波の想定を、平成24年8月29日に発表した。

平成25年6月には、愛媛県が、国の被害想定で使用された1次地下構造のモデルや四国地盤情報データベース、県内各所のボーリングデータ等を活用し、地盤地震の震度は125mメッシュ、津波は10mメッシュで想定を行い、「愛媛県地震被害想定調査結果(一次報告)」を公表した。地震の想定を行うにあたり、浅部地盤(第四紀層)における地震動増幅計算は、内閣府では簡便な方法を用いていたが、愛媛県では詳細地盤モデルを設定したうえで、個別の地盤モデルごとに増幅計算を行っている。

さらに、平成25年12月には一次報告書を基に人的・物的・経済等の被害を推計し、「愛媛県地震被害想定調査結果(最終報告)」を公表した。

(1) 前提条件

今回県が行った想定地震は、以下のとおり。

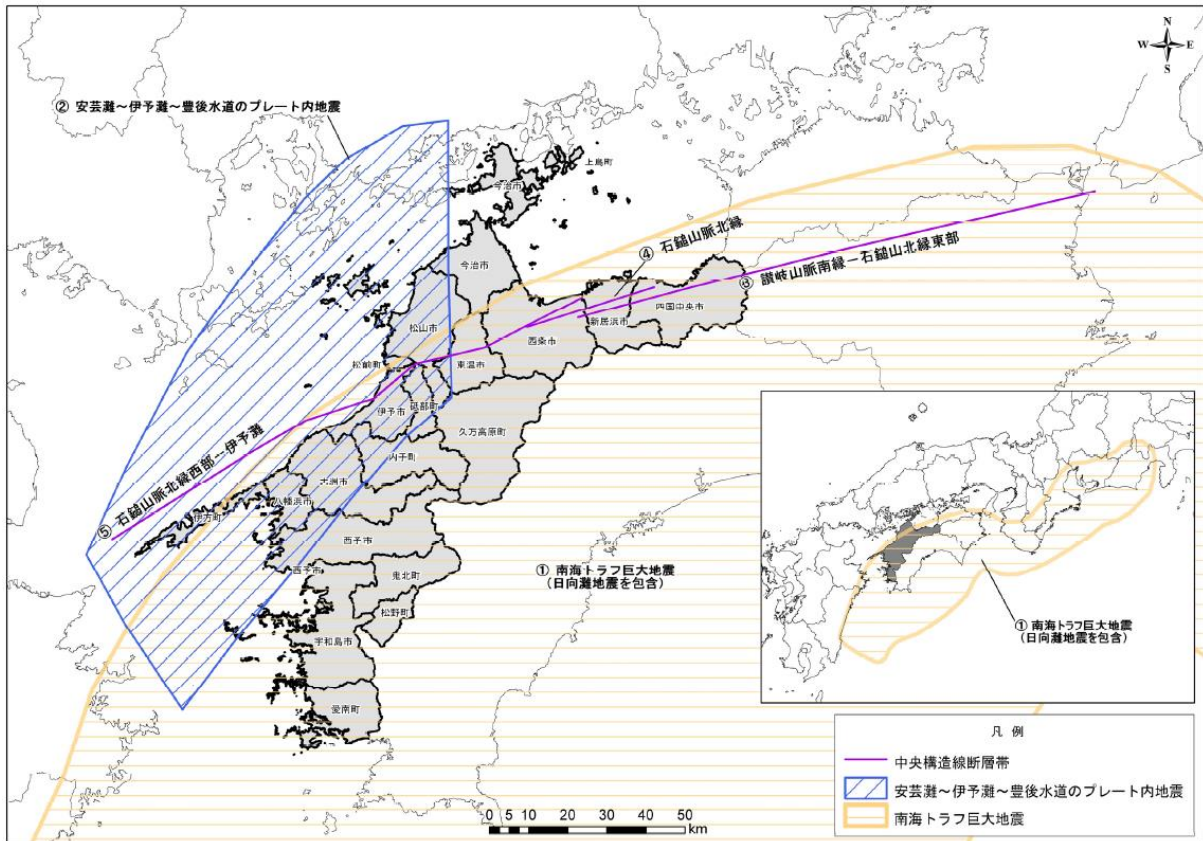
海溝型地震	①南海トラフ巨大地震 ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震
内陸型地震	③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(中央構造線断層帯)の地震 ④石鎚山脈北縁(中央構造線断層帯)の地震 ⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘(中央構造線断層帯)の地震

(2) 震度の想定

松前町における、各想定地震の最大震度は以下のとおり。

想定地震		想定震度(最大)
①南海トラフ巨大地震		7
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	6弱
	②南側	6弱
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(中央構造線断層帯)の地震		5強
④石鎚山脈北縁(中央構造線断層帯)の地震		5弱
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘(中央構造線断層帯)の地震		6強

総 論



(3) 液状化の想定

液状化の危険度について「液状化危険度は極めて高い」「液状化危険度はかなり高い」「液状化危険度は高い」「液状化危険度は低い」「液状化危険度はかなり低い」の5段階に区分している。

想定地震	液状化の危険度（最大面積比率）					
	極めて高い	かなり高い	高い	低い	かなり低い	
①南海トラフ巨大地震	46.9%	51.5%	0.0%	1.6%	0.0%	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	13.4%	74.1%	10.9%	0.0%	1.6%
	②南側	3.8%	31.5%	59.3%	3.7%	1.6%
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	0.0%	1.7%	2.2%	88.9%	7.3%	
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0.0%	0.0%	6.8%	79.6%	13.6%	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震	4.2%	89.3%	4.9%	0.0%	1.6%	

(4) 土砂災害危険度の想定

松前町には、対象となる危険箇所等は想定されていない。

総 論

(5) 津波の想定

最も規模の大きい津波は南海トラフ巨大地震とし、松前町では、以下のケースの津波を想定している。

	対象津波（大すべり域、超大すべり域）	
	1箇所のパターン	2箇所のパターン
発生域	駿河湾～紀伊半島沖	室戸岬沖、日向灘

ア 最高津波水位、到達時間

地点名	最高津波水位	到達時間
松前港	T. P. +4. 2m	185分

イ 浸水面積、最大浸水深

市町村名	浸水面積（ha）					
	1 cm 以上	30cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上	10m 以上
松前町	488	431	167	4	—	—

なお、最も深い浸水深は、3. 1mと想定される。

(6) 建物の想定

ア 揺れ、液状化による被害

想定地震		揺れ	液状化	合計
①南海トラフ巨大地震 （陸側ケース 冬 深夜 平常時）	全壊	3, 055	357	3, 412
	半壊	3, 482	656	4, 138
安芸灘～伊予灘～ 豊後水道のプレート 内地震	②北側 （南から破壊）	全壊	59	321
		半壊	746	603
	②南側 （北から破壊）	全壊	1	176
		半壊	102	330
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 （中央構造線断層帯）の地震 （西から破壊）	全壊	0	55	
	半壊	7	102	
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層 帯）の地震（東から破壊）	全壊	0	37	
	半壊	0	68	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央 構造線断層帯）の地震 （東から破壊）	全壊	1, 018	352	
	半壊	3, 074	664	

イ 津波による被害

想定地震		木造	非木造	合計
①南海トラフ巨大地震 （西側ケース）	全壊	61	28	
	半壊	1, 075	670	

ウ 火災による被害

想定地震		出火件数 （件）	焼失棟数 （棟）	焼失面積 （ha）
①南海トラフ巨大地震 （陸側ケース 冬 18時 強風時）		12	4, 719	200. 80
安芸灘～伊予灘～ 豊後水道のプレート 内地震	②北側 （南から破壊 冬 18時）	2	3	
	②南側 （北から破壊 冬 18時）	1	2	

総 論

③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）	0	1	0.00
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0.00
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震 （西から破壊 冬 18時 強風時）	5	2,559	97.61

（7）屋外転倒、落下物の想定

想定地震	屋外設置物の転倒（件）				屋外落下物（棟）	
	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	自動販売機	飛散物（窓ガラス・壁面等）	非飛散物（吊り看板等）
①南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	629	259	134	10	2,016	2,016
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震						
②北側（南から破壊）	170	107	36	5	14	14
②南側（北から破壊）	69	49	15	1	0	0
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）	6	7	1	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（東から破壊）	419	232	89	10	437	437

（8）死者数の想定

ア 夏 12時 強風時

想定地震	建物倒壊	津波	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物
①南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	118	41	49	0	0	7
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震						
②北側（南から破壊）	1	/	0	0	0	0
②南側（北から破壊）	0	/	0	0	0	0
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）	0	/	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0	/	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（東から破壊）	40	/	0	0	0	2

総論

イ 冬 深夜 強風時

想定地震	建物倒壊	津波	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	178	35	45	0	0	12
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	/	0	0	0	1
	②南側 (北から破壊)		0	0	0	0
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震 (西から破壊)	0	/	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0	/	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（東から破壊）	60	/	0	0	0	4

(9) 負傷者数の想定

ア 夏 12時 強風時

想定地震	建物倒壊	津波	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	1,294	72	39	1	0	131
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	/	0	0	0	13
	②南側 (北から破壊)		21	0	0	7
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震 (西から破壊)	0	/	0	0	0	2
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	2	/	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（東から破壊）	829	/	0	1	0	50

イ 冬 深夜 強風時

想定地震	建物倒壊	津波	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	1,114	13	25	0	0	174
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	/	0	0	0	16
	②南側 (北から破壊)		19	0	0	9

総 論

ト内地震						
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）	1		0	0	0	1
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0		0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（東から破壊）	760		0	0	0	65

(10) 揺れによる要救助数（自力脱出困難者）の想定

想定地震		夏 12時 強風時	冬 深夜 強風時
①南海トラフ巨大地震（陸側ケース）		501	625
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側（南から破壊）	10	12
	②南側（北から破壊）	0	0
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）		0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震		0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）		101	125

(11) 津波被害に伴う要救助者数・要搜索者数の想定

想定地震	夏 12時 強風時		冬 18時 強風時	
	要救助者	要搜索者	要救助者	要搜索者
①南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	150	113	290	79

(12) 上水道被害の想定

想定地震	直後		1日後		1週間後		
	断水人口 (人)	断水率	断水人口 (人)	断水率	断水人口 (人)	断水率	
①南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	30,524	100.0%	30,463	99.8%	30,190	98.9%	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側（南から破壊）	24,908	81.6%	24,206	79.3%	19,383	63.5%
	②南側（北から破壊）	4,151	13.6%	3,693	12.1%	1,618	5.3%
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）	30,463	99.8%	30,402	99.6%	29,975	98.2%	

総論

(13) 下水道被害の想定

想定地震	直後		1日後		1週間後		
	支障人口 (人)	支障率	支障人口 (人)	支障率	支障人口 (人)	支障率	
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	7,551	92.9%	6,381	78.5%	2,328	28.6%	
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	2,920	35.9%	2,462	30.3%	886	10.9%
	②南側 (北から破壊)	2,183	26.9%	1,844	22.7%	666	8.2%
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(中央構造線断層帯)の地震(西から破壊)	1,315	16.2%	1,113	13.7%	406	5.0%	
④石鎚山脈北縁(中央構造線断層帯)の地震(東から破壊)	590	7.3%	504	6.2%	187	2.3%	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘(中央構造線断層帯)の地震(東から破壊)	7,532	92.7%	6,354	78.2%	2,291	28.2%	

第5章 地震防災緊急事業5箇年計画

県は、地震防災対策特別措置法（平成7年6月16日法律第111号）の施行に伴い、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震より著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、愛媛県地震防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成23年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成し、整備を重点的に行うこととした。